

東京税理士会

きたざわ

初夏号

VOL. 230

令和4年6月15日



Contents

◆確定申告無料相談会を終えて.....	2	◆風立ちぬ その6	7
◆税務署からのお礼.....	3	◆免税事業者がインボイス発行事業者となる場合の 経過措置につきまして	8
◆確定申告ご支援の御礼	4	◆会員異動のお知らせ	9
◆研修受講義務の免除制度について	4	◆北沢のニューフェイス	12
◆第2回常会報告	5	◆表紙のことば	12
◆ゴルフ部報告	6	◆編集後記	12
◆厚生活動のご紹介	6		



確定申告無料相談会を終えて

支部長 阿部 健治

木々の緑もいっそう深くなり、爽やかな初夏の季節になってまいりました。

東京都の新型コロナウイルスの新規感染者数が、1日2万人という非常に厳しい状況の中、梅丘パークホールで無料相談会を開催することができました。これも多くの会員の皆様方のご協力あつてのことと、心より感謝申し上げます。

令和3年分の無料相談会は、2月3日、4日、8日、9日の4日間、梅丘パークホールで開催しました。従事していただいた会員は延べ60名、来場者数は664名、申告書の提出件数は466件でした。当初は烏山区民センターと梅丘パークホールの2会場での開催を予定していましたが、烏山区民センターがワクチン接種会場となったために使用することができず、2日間の開催予定だった梅丘パークホールの日数を2日間増やし、4日間の開催としました。

2年連続で開催方法が大きく変わり、今年は事前予約制となりました。1月5日からオンラインによる申込みが開始され、11日からはオペレーターによる電話予約も追加されました。

開催方法の変更が決まったのが遅く、何とか世田谷

区報の1月1日号に事前予約に使うQRコードとコールセンターの電話番号を掲載していただけたという状況でした。開催1ヶ月前から区報、回覧板で開催方法の変更を納税者にお知らせすることとなったため、1月中旬までは予約枠の埋まるスピードが鈍かったのですが、烏山区民センター入口の掲示板に案内文書を貼っていただけてから予約のスピードが加速し、開催前にはほぼ全ての予約枠が埋まりました。

開催方法の変更を知らずに早朝から会場前に並べることが危惧されましたが、行列ができることもなく、概ね順調に開催することができました。相談終了ごとに机と座席を消毒し、従事していただいた会員の方々には今年も多大な負担をおかけしました。そのおかげもあってクラスターを発生させることもなく、無事に終えることができました。

事前予約制の問題点もいくつか浮き彫りになってきましたので、来年はより良い開催方法を模索していきたいと思います。

最後になりましたが、会員の皆様方のご健勝と事業の益々のご繁栄を祈念いたします。

令和3年度 確定申告無料相談 取扱件数

	日程		人員	相談のみ	相談・提出	提出のみ	合計	申告書提出	(内電子申告)		消費税
梅丘	2月3日	木	15	66	114	0	180	114	102	89%	0
	2月4日	金	15	37	116	0	153	116	107	92%	0
	2月8日	火	15	56	113	0	169	113	107	95%	0
	2月9日	水	15	39	123	0	162	123	107	87%	0
合計			60	198	466	0	664	466	423	91%	



税務署からのお礼

北沢税務署長 岡元 敬浩

五月雨に濡れ、木々の緑もいっそう色濃くなってきました。

東京税理士会北沢支部の皆様方には、日頃から税務行政に対しまして、深いご理解と多大なるご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

令和3年分の所得税及び復興特別所得税、消費税及び地方消費税並びに贈与税の確定申告期間につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響による厳しい環境下ではありましたが、無事に終了することが出来ました。

これも、東京税理士会北沢支部の先生方による無料申告相談の開催や、一般社団法人北沢青色申告会の相談会場でのe-Tax代理送信の実施など、皆様のご協力の賜物であり心から感謝申し上げます。

特に、確定申告期における無料相談につきましては御多忙の中、コロナへの感染予防対策を講じながらの相談と、例年以上に御苦勞があったのではないかと思います。地域の納税者にとっては大変貴重な機会に先生方が親切、丁寧な対応をしていただきましたことに改めて御礼申し上げます。

なお、確定申告期限の間際に発生いたしましたe-Tax接続障害では、税理士会の皆様にご多大のご不便をおかけいたしましたことにつきましては、心よりお詫び申し上げます。

今後も、納税者の利便性の向上、感染症予防の観点より、e-Tax申告の一層の推進、定着などに取り組んでまいりますので、皆様方の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

また、北沢支部の皆様方には、租税教育にも熱心に取り組んでいただいております。令和3年度は、コロナ禍であるにもかかわらず、多くの区立小学校からの開催依頼に対し、大変お忙しい中、多くの講師を派遣していただきありがとうございました。

受講した児童、生徒さんからは「税金についてよくわからなかったが講師の方の説明がわかりやすかった」、

教職員の方からも「大人が聞いても学べる内容でありとても勉強になりました」などの意見を多数いただき高い評価を得ており、令和4年度においても開催の依頼をいただいているところです。

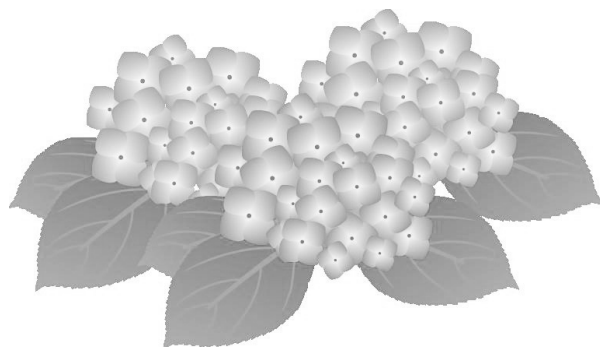
私どもといたしましては、今後も租税教育の充実に向けて取り組んでまいりますので、先生方の引き続きのご理解とご協力をお願い申し上げます。

さらに、令和5年10月より適格請求書等保存方式、いわゆるインボイス制度が導入されます。

税務署としては、事業者がインボイス制度や消費税の仕組みを十分に理解し、適格請求書発行事業者としての登録の要否が判断でき、インボイス制度の下で自ら適正な申告・納付ができるよう、今後も多くの説明会の開催等により制度の更なる周知・広報を行ってまいります。

北沢支部の皆様におかれましても、事業者の方々がインボイス制度の下で自ら適正な申告・納付ができるようご協力改めてお願い申し上げます。

結びに当たり、東京税理士会北沢支部の益々のご発展と先生方のご健勝、事業のご繁栄を心からお祈り申し上げますとお礼とさせていただきます。





確定申告ご支援の御礼

一般社団法人北沢青色申告会 会長 尾崎 直人

新緑の若葉が目眩しく感じられる季節となりました。

東京税理士会北沢支部の諸先生におかれましては、益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。

ご挨拶が遅くなり恐縮ではございますが、私は昨年5月より前任の石塚一信に代わりまして北沢青色申告会会長を務めさせていただいております尾崎直人と申します。諸先生におかれましては前任者同様のご指導、ご鞭撻を賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

さて、私たち北沢青色申告会にとりまして、最も重要な確定申告期間において、また諸先生におかれまして1年で最も多忙であるこの期間にもかかわらず、本年もおおよそ一月半にわたり多くの先生に懇切丁寧なご指導、ご支援をいただきましたことに対し、まずもって厚く御礼申し上げます。本年も恙無く乗り切ることができ、役職員一同、ほっと一息ついたところです。

新型コロナウイルス感染症の影響下での確定申告期間も、本年ではや3年目となりました。この間、諸先生のご支援を受けておりますことは、当会会員はもとより相談業務にあたる職員にとっても力強い心の支えとなっております。

また、諸先生にご協力を頂いておりますe-Taxでの代理送信も、本年は2,388件を数えることが出来ました。これも偏に、諸先生のお力添えの賜物と深く感謝しております。

令和3年分の確定申告におきましては、前年と比べ大きな変更点はなかったものの、いよいよ来年10月に始まりますインボイス制度の周知など、事務方としての確な対応が求められました。この件に関しましては、本年も引き続き行わなければならない課題であり、諸先生のお力をお借りしなければならないことと認識しており、ご指導、ご鞭撻を賜りたく宜しくお願い申し上げます。

北沢青色申告会は、今までの良き伝統を残しつつも、激動する時代に即した新たな感覚、発想を持って新体制を構築、維持、発展すべく役職員一同努力して参る所存ですので、今後も変わらぬご理解とご支援を賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

末尾になりましたが、東京税理士会北沢支部の益々のご発展と、諸先生のご健勝並びにご事業のご繁栄を祈念いたしまして、確定申告ご支援の御礼とさせていただきます。

研修受講義務の免除制度について

研修規則第5条に我々税理士には研修受講義務が課されており、「研修を一事業年度に36時間以上受けなければならない」と規定されております。

また、「研修の受講時間及び研修の受講義務の免除に関する記録（前年度分）」の公表についても規定されており、令和元年10月から各会員の前年分の研修受講時間が「税理士情報検索サイト」上で公表されております。

皆様におかれましては、専門家として日々研鑽を積まれていることと存じますが、中には諸事情により研修を受講することができない方もいらっしゃるものと存じます。

下記事由に該当される方は研修受講義務の免除申請をすることができますので、内容をご確認の上、必要書類を東京税理士会研修課までご提出ください。なお、免除申請書の提出期限は、免除を受けようとする事業年度終了日より3か月以内です。（6月30日必着）

◆該当事由（研修規則第6条）

- 1号 負傷又は疾病により療養していること
- 2号 震災、風水害、火災その他これらに類する災害によること
- 3号 税理士法第43条後段に規定する報酬のある公職に就いていること
- 4号 国会議員又は地方公共団体の議会の議員であること
- 5号 出産、育児、介護その他これらに類する事由によること



第2回常会報告

総務部長 志村 哲

令和4年1月21日（金）、梅丘パークホールにおいて、令和3年度第2回常会が開催されました。新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、今年も懇親会は開催することができませんでしたが、2年振りに常会に先立ち「令和3年分所得税・資産税の確定申告時の留意事項」をテーマに、金子副支部長の挨拶から始まり、北沢税務署個人課税・資産課税の各担当官を講師に午後2時から午後3時30分まで研修会を開催いたしました。

10分間の休憩を挟んだ後、午後3時40分から常会が開催されました。まずは新入転入会員9名の紹介が行われ、続いて阿部健治支部長の挨拶と支部長報告に移りました。支部長報告の主な内容は以下のとおりです。

- ①事業復活支援金について、3年前まで比較対象となり、一時支援金等で専門家の確認を受けていない場合は事前確認が必要となります。
- ②確定申告無料相談会について、体調が優れない場合は申し出てください。また、従事者には日税連負担の新型コロナの保険に加入いたします。
- ③適格請求書発行事業者の登録申請に係る確認書の作成について、日税連が登録申請に関するチェックリストを作成しました。
- ④電子帳簿保存法における有恕規定について、2年間有恕されることとなり、国税庁のホームページにQ&Aが掲載されておりますのでご参照ください。
- ⑤e-Taxにおける受付処理遅延について、1月4日にメッセージボックスに受信通知が格納されない事象が生じました。該当する場合は管轄の税務署に相談するか、e-Taxホームページのお知らせをご参照ください。
- ⑥Windows11へのアップデートについて、第5世代電子証明書の動作確認がとれました。利用ソフトやカードリーダーの対応を確認してからアップデートを検討されることをお勧めします。
- ⑦令和3年分用贈与税代理送信用マニュアルについて、近日中に国税庁ホームページに掲載される予定です。

⑧持続化補助金のインボイス枠について、免税事業者からインボイス発行事業者に転換する場合の特別枠として、最大100万円のインボイス枠が設けられています。

⑨常会開催日現在、確定申告期限の延長は考えていない旨の東京国税局局長の言葉がありました。

支部長報告に続き、北山理事、高橋理事から理事会報告が行われました。東京会の無料職業紹介所の廃止や令和4年度に東京税理士会が当番となる公開討論会が10月7日に行われること等の報告がありました。その後、各都道府県の部長、委員長が各都道府県報告を行い、質疑応答の後、常会は午後4時30分に終了いたしました。

常会終了後、北沢税務署との税務連絡協議会が開催されました。阿部支部長の挨拶の後、岡元署長からご挨拶を賜り、協議会では森下総務課長の進行のもと、担当統括官から連絡事項の説明が行われ、質疑応答の後、税務連絡協議会は滞りなく終了いたしました。

その後、賀詞交歓会において東京税理士会、東京税理士政治連盟及び東京税理士協同組合の来賓の方々からのご挨拶を賜る予定でありましたが、感染拡大があったため中止となり、菅沼俊広先生を講師に「電子インボイスと税理士業務のDX」をテーマに講演会のみを開催いたしました。

本年も昨年同様、マスクの着用、テーブルや椅子の消毒など、感染対策をとしての開催にご協力いただきまして、ありがとうございました。



ゴルフ部報告

北沢会第229回報告

日時：令和4年4月13日（水）

場所：上野原カントリークラブ

参加者：11名

【優勝者コメント】

当日は天候もよく、桜も残る中でゴルフには最高に良い環境でのラウンドでした。今年に入ってからゴルフの調子が悪く、以前は、スタートホールでパーでも取ろうものなら、優勝を意識して欲まみれでラウンドしていましたが、今回は何も期待せずにラウンドして

いたのが良かったのかもしれません。前半も後半も41とスコアが安定していたのは、無欲であったことと、同伴メンバーのお陰です。ありがとうございました。

また、優勝のほか、ベスグロとドラコンを二つも獲得でき感無量です。ドラコンホールだけは、無欲ではありませんでしたが、欲を前面に出したドライバーが見事に当たりドラコンを獲得することができました。久しぶりの北沢会コンペの参加でしたが、メンバーに恵まれて楽しくラウンドができました。ゴルフ部の皆様ありがとうございました。（ゴルフ部 古野孝行）



順位	名前	GROSS	HC	NET
1	古野 孝行	82	9	73
2	芦川 直樹	102	27	75
3	府川 徹	87	10	77
5	竹林 岩美	100	20	80
7	阿部 博美	108	26	82
ブービー	相川 克二	101	15	86

ベスグロ	古野 孝行	82			
ニアピン	大宮 光好	芦川 直樹	竹林 岩美	(2)	
ドラコン	古野 孝行	(2)			
大波賞	大宮 光好	56 → 48			
水平賞	古野 孝行	41 = 41			

厚生活動のご紹介

北沢支部では、ゴルフ部のほか野球部、麻雀部、囲碁将棋部、テニス部、ボウリング部、フットサル部があります。部員を大募集しておりますので、ご興味ある方は事務局までご連絡ください。

フットサル部



テニス部



麻雀部



囲碁将棋部



ボウリング部



野球部



今回は、青春18きっぷで四国を周った際に、香川から高知へ電車旅をした話をします。（随筆はコロナ禍前の内容です。）

高知駅へは、岡山駅から瀬戸大橋の高架内を走るJR快速マリンライナーに乗って、香川県の坂出駅で下車し、その後予讃線、土讃線乗り継いで向かいました。車窓からは、瀬戸内海に悠然と佇む島々を眺めることができます。絶景の眺望を肌で感じるにより、四国の地に誘われるような感覚が芽生え、今後の旅への期待を、より一層膨らませてくれます。

坂出駅で下車した時には、お昼時を大幅に過ぎていました。空腹に耐えかね、駅に着いてから、スマホで坂出駅周辺の評価の高いうどん屋を検索しました。四国ではオーソドックスに、香川では讃岐うどん、高知では鯉のたたき、愛媛では鯛めしを食すと予め決めていました。（徳島出身の方には申し訳ありませんが、日程の都合上、徳島へは行っていません。）3店ほど回りましたが、その日に限って全て休業中であり、他にもうどん屋は数多くあるようですが、車でないと行けないような場所ばかりでした。レンタカーを借りる余力もなく、致し方なく駅前のフードコートでちくわ天うどんを注文し、腹を満たすことにしました。全く味に期待などしていませんでしたが、これが絶妙に美味しかったです。うどんのコシも硬過ぎず柔らか過ぎず、空腹で飢えていた内臓に染み渡るような感覚でした。過度な空腹による錯覚なのか、ただ単に味音痴なのか、はたまたフードコートのレベルが異常に高いのか、真偽は不明ですが、食べ終わった後に口の中に残る出汁の風味が、体全体に心地良さを与えてくれたのを鮮明に覚えています。



高知駅まで向かう土讃線の路線内には、かずら橋のある大歩危駅や、秘境駅と名高い坪尻駅など、数々の名所があります。ただ、今回は純粋に愉悅に身を任せ



ると決めていたので、途中下車することもなく、ただひたすら電車に乗って、漫然と風景を眺めたり、好きな小説を読んだり、完全に閑人の余興に浸りながら、高知へ向かいました。

高知駅周辺は、端的に表現すると、美しい町です。人の温もりを失った無機質なビルが林立するような大都市とは真逆の、人と自然が程よく調和したような理想的な都市でした。

JR高知駅を下車すると、駅前を古風な路面電車が走り、広場には坂本龍馬、中岡慎太郎、武市半平太の三体の武士像があります。漫画家やなせたかしの出身地でもあり、道を歩けば、所々にアンパンマンのキャラクターの石像がありました。遊歩するだけで、望郷の念を抱きつつ立身された方達への、地元民の愛惜の情を深く感じることができます。

夕食は高知中の食が集うとされる、ひろめ市場へ行きました。高知市内は全体的に落ち着いた印象ですが、外の静謐さに比べ、市場内は人混みが激しく、喧騒の異空間にいるような感覚です。鯉のたたきを目の前で薫焼きしてくれる店を選び、ビールと



ともに注文しました。鯉のたたきは肉厚で香ばしく絶品であり、一際ビールに合います。仕事後にストレス解消で飲むビールとはまるで異なる、一日の旅の終わりに飲む至福の一杯でした。



免税事業者がインボイス発行事業者となる場合の経過措置につきまして

研修部 吉竹 恒詞

今回は、「消費税インボイスの登録制度」のうち、『「(消費税の) 免税事業者」が「適格請求書発行事業者」として登録を受ける場合の「経過措置」の内容』につきまして、「今般の令和4年4月1日改訂の内容」も含めてご紹介させていただきます。

1) 「免税事業者」が「適格請求書発行事業者」となるための本来の手続

「消費税インボイスの登録制度」におきましては、「適格請求書発行事業者」として登録を受けるためには、その前提として「(消費税の) 課税事業者」であることが必要となるため、「免税事業者」が「適格請求書発行事業者」として登録を受けるためには、

- ・『「適格請求書発行事業者としての登録を受ける日(登録日)」が属する課税期間の初日の前日』までに「課税事業者選択届書」等を税務署に提出し「課税事業者」となった上で、
- ・「適格請求書発行事業者」の登録を受けることが本来必要となります。

ただし、「消費税インボイスの登録制度」におきましては、『「免税事業者」が消費税の免税制度を放棄し、敢えて「適格請求書発行事業者」となるような場合』には、上記のような本来の登録手続に拠らなくとも登録することができる「経過措置」が設けられておりますので、以下2)におきましては、この「経過措置」の内容・効果等をご紹介させていただきます。

2) 「免税事業者」が「適格請求書発行事業者」となる場合の経過措置

① 「経過措置」の内容 ^{*1}

- 「免税事業者」が「適格請求書発行事業者」の登録を受ける場合に、この「経過措置」を適用した場合には、
- ・「課税事業者選択届書」等の提出をせずとも、
 - ・「適格請求書発行事業者の登録申請書」を提出するのみで、「適格請求書発行事業者」の登録申請ができます。

② 「経過措置」の効果 ^{*1}

- また、当該「経過措置」を適用して「適格請求書発行事業者」となった場合には、
- 『「登録日」が属する会計期間』の消費税申告にあたっては、
- ・『「登録日」が属する会計期間すべて』を対象として申告する必要はなく、
 - ・『「登録日」から「課税期間の末日」までの期間』についてのみ申告すれば良いというメリットも享受できます。

③ 「経過措置」の適用期間 ^{*2}

ただし、「上記の措置」は、あくまでも「経過措置」となっておりますので、

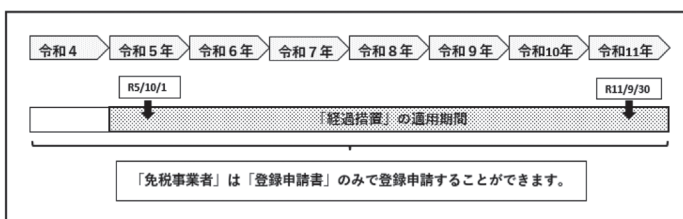
- 当該「経過措置」を適用することができる期間につきましては、
- 『「令和5年10月1日から令和11年9月30日までの日の属する課税期間中」に適格請求書発行事業者の登録を受ける場合』に限定されています。

④ 「経過措置」を適用した場合の制限 ^{*2}

- また、当該「経過措置」を適用して「適格請求書発行事業者」となった場合には(登録日が令和5年10月1日の属する課税期間中である場合は除き)、
- 『「その登録日の属する課税期間の翌課税期間」から「その登録日以後2年を経過する日の属する会計期間」までの各課税期間』については、「事業者免税点制度」が適用されないという制限も設けられておりますので、この制限規定につきましても注意が必要となります。

※1:「消費税の仕入税額控除制度における適格請求書等保存方式に関するQ&A」の「問8」「問9」を参照しております。

※2:「令和4年度税制改正の大綱」を参照しております。



3) おわりに

個人的には、「インボイス制度の登録申請業務」を進めていく上で、『「免税事業者」が「適格請求書発行事業者」となるべきか否かを顧問先に判断等していただくこと』がかなり厄介な業務になると考えております。従いまして、今回はこの厄介な業務に対処する場合に「事前に理解しておくことが必要となる事項」の1つである「経過措置」の内容等を、自分自身でも整理し確認するという意味も含めてご紹介させていただきました。

会員異動のお知らせ

【入 会】



石神 荘理

〒157-0063 世田谷区粕谷4-10-6

TEL 03 (6324) 7022

自己紹介

2021年12月に税理士登録させていただきました石神荘理と申します。簡単ではありますが、自己紹介をさせていただきます。東京生まれで、生まれてから基本的に東京でくらしています。なお、横浜国大時代は少し横浜にいたりもしました。家族は、妻と息子2人の4人家族で、粕谷にて会計事務所を開業させていただきました。

元々は、大学を卒業して、(株)東芝に入社して、ソリューション営業やシステム要件整理などのシステム系の仕事をしていました。その後、KPMG コンサルティングというコンサルティングファームに転職をして、コンサルタントのマネージャー業をしていました。在籍時に公認会計士に合格したことにより、PwC あらた有限責任監査法人に転職し、監査と経営コンサルタントをしていました。このときにコンサルティングの必要性から中小企業診断士も取得しています。

同時に家業で表参道駅そばにて薬局を経営しており、取締役もやっております。現在は、税理士登録もし、会計事務所と家業の取締役を兼務する形で仕事をしています。

仕事としても、これまで培ってきた経営やIT関連のコンサルティングも行いつつ、税理士業務も頑張っていきたいと思います。

趣味としては、昔からサッカーをやっており、たまにフットサルもやります。また、運動不足解消のため、千歳プールで泳いだりもしています。

若輩者ですが、ご指導ご鞭撻のほど、何卒よろしくお願い申し上げます。

川西 祐輔

〒157-0062 世田谷区南烏山3-24-1-311号

TEL 090 (5392) 4752

瀧山 英雄

〒157-0062 世田谷区南烏山1-11-9

エステート芦花202号

TEL 03 (3302) 7715 FAX 03 (3302) 7715

【転 入】

大関 均 (神田支部より)

〒157-0062 世田谷区南烏山6-29-1

クオーレ・フェリーチェ302号

TEL 03 (6279) 5248 FAX 03 (6279) 5249

根本 博史 (麹町支部より)

〒155-0033 世田谷区代田6-16-16

TEL 090 (3919) 9797 FAX 03 (5453) 4731

按田 達也 (渋谷支部より)

〒156-0045 世田谷区桜上水5-9-4

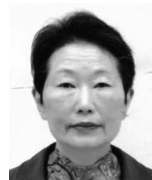
青木健一税理士事務所

TEL 090 (8034) 6693

上村 聡 (麹町支部より)

〒155-0032 世田谷区代沢3-15-11

TEL 03 (6450) 8260 FAX 03 (6450) 8260



清水 智恵子 (武蔵府中支部より)

〒157-0061 世田谷区北烏山6-7-14

TEL 090 (8846) 1282

FAX 03 (5969) 9644

自己紹介

2019年10月に30年あまり勤務した税理士法人(麹町支部)を定年退職し、武蔵府中支部にて自宅開業しました。この度生まれ育った烏山に10年ぶりに戻ることとなり、北沢支部への転入となりました。日米相続税租税条約が締結されることとなった経緯、背景に興味関心があり、解き明かしたいと思っています。どうぞよろしくお願いいたします。

樋渡 徹也 (四谷支部より)

〒155-0033 世田谷区代田6-1-28

TEL 03 (3460) 6738 FAX 03 (3460) 6739

矢冨 健太郎 (渋谷支部より)

〒155-0033 世田谷区代田3-7-26-105号

TEL 080 (7790) 9414

【退 会】

堀内 輝夫 令和3年11月30日 業務廃止

栗原 安夫 令和4年1月12日 業務廃止

菅野 美沙子 令和4年1月26日 死亡

齋藤 功 令和4年2月28日 業務廃止

高村 茂 令和4年3月31日 業務廃止

秀澤 俊夫 令和4年4月12日 業務廃止

【転 出】

中村 弘二 令和4年2月24日 麹町支部へ

【事務所】

北山 雅也

TEL 03 (6479) 8476 FAX 03 (3324) 2323

鈴木 順子

〒155-0031 世田谷区北沢2-11-15 A街区5階

TEL 03 (5539) 8250



「あの時、 話し合っていて 良かったね」

認知症は、 ご家族の身近な問題です。

もうすぐ認知症700万人時代が到来します。
認知症はいつ誰がなってもおかしくない病気。
だからこそ、安心して老後を暮らせるように
元気なうちにご家族で話し合ってみませんか。
認知症にともなう介護のこと、お金のこと。

介護にかかる費用は平均で約500万円

介護が必要となる一番の原因は『認知症』です。生命保険文化センター「平成30年度 生命保険に関する全国実態調査」によると、介護のために一時的にかかった費用は平均69万円。毎月の介護費用は平均7万8000円。介護の平均期間は54.5カ月です。介護にかかる費用のうちご自身やご家族で負担が必要な費用の平均は約49.4万円と、500万円近くかかります。ただ、どれくらいの介護状態で、介護がいつまで続くかは、人それぞれです。介護期間が長引けば、それだけお金もかかりますので、介護するご家族としては、お金が足りるのか不安になります。ご家族の安心のためにも、預貯金のほかに介護保険なども上手に活用してお金の備えをしておきたいところです。

親の介護のために親のお金が使えない!?

子どもに迷惑をかけたくない…。そんな想いから親が自分の介護費用を自分で用意するケースは少なくありません。介護施設に入居する場合には、親名義の自宅を売却して、そのお金を施設の利用料などに充てる方もいらっしゃいます。

しかし、そこには大きなリスクが潜んでいます。親が認知症になって判断能力が低下すると、親の口座からお金を引き出したり、親が所有する不動産を売却することができなくなります。つまり、親の介護のために親のお金が使えなくなるのです。

そこで、そうした事態に陥らないための対策として今注目を集めているのが『家族信託』です。家族信託を利用すれば親に代わって信頼できる家族に財産管理を任せることができます。

これ1冊で安心!

介護ガイドブック差し上げます。

「介護保障ガイド これからの介護リスクに備えるために」
制作：(公財)生命保険文化センター



認知症のリスク対策をお手伝いします!
お気軽にご相談ください。

介護保険のご相談は…

株式会社 共栄会保険代行 ☎0120-922-752

家族信託(民事信託)のご相談は…

株式会社 日税経営情報センター ☎03-3345-0600

多彩な事業で 事務所の繁栄をお手伝い

ご利用ください、東税協の事業

書籍等の購入

税理士業務に関する専門書店「直営売店」

事務所業務をサポート

報酬自動支払制度
関与先向け集金代行サービス
東税協リース・オートリース
パーキング・カーリース事業
不動産情報サービス事業
相続・事業承継支援事業
M&A仲介サービス
トナーカートリッジ斡旋事業
研修事業
AFP資格取得研修事業
オフィス用品割引サービス
オフィス用家具等の斡旋
書類保管サービス
不動産管理代行
在宅SE人材サービス

中小企業の共済制度を活用

小規模企業共済制度
中小企業倒産防止共済制度
(経営セーフティ共済)
中小企業退職金共済制度(中退共)

もしもの時に備える

税理士年金(東税協年金)
集団扱自動車保険
集団扱火災保険
東税協ファミリーガード保険
ゴルフアーズ保険
取引信用保険(共同被保険者方式)
日本税協連「優Youプラン」
弁護士サポートプラン

生活をサポート

税理士DCカード
税理士・MUFGカード・プラチナ
・アメリカン・エクスプレス・カード
京王クレジットカード
タカシマヤカード《ゴールド》
ドクターオブドクターズ・クラブ
紛失物回収サービス
仏壇・仏具斡旋事業
百貨店優待制度
各種返礼品等のご優待
ゴルフ場利用料優待(太平洋クラブ)
ゴルフ会員権売買斡旋事業
住宅メーカー斡旋事業
分譲住宅斡旋事業
紳士服斡旋事業
オーダースーツ斡旋事業
結婚相談サービス
レクサス販売斡旋

組合が推進する保険事業

経営者大型保障プラン
事業総合傷害保険(あんしん財団)
全税共の主な事業
VIP大型総合保障制度
全税共年金
会員サービス等
税理士VIP代理店制度



東京税理士協同組合

<https://www.tozeikyo.or.jp>

一家総出の写真撮影

秋吉 勇吾

2020年10月から北沢支部に入会しました秋吉勇吾です。2021年から法人会記帳指導相談員と新設法人説明会講師をすることで支部活動にも参加しております。今回はニューフェイスとしての寄稿依頼がありましたので、そのためには写真2〜3枚が必要です。

困りました。写真に撮られるのが苦手なため自分の写真がありません。しかしながら、実は写真は私の趣味でもあります。特にスナップ写真が好きで、見るのも撮るのも好きです。撮るのは好きですが撮られるのが嫌いなのです。

そこで、せっくなのでホームページ用に撮ってもらうことにしました。既に自分の事務所のホームページには写真を載せていますが、評判は良くありませんでした。その写真を入れ替えることにしましたが、ポートレート撮影はしたことがありませんし、撮影現場を見たこともありません。

まず準備です。撮影には機材が必要です。必要な機材としては①カメラ②レフ版③照明④ディフューザーの少なくとも4点です。私はポートレート撮影をしませんのでカメラしか持っていません。そこで、②は段ボールにキッチンアルミホイルを貼って代用します。③は子供の学習用スタンドで代用します。④については照明が強くないので今回は使いません。助手



としてレフ版は高校2年生と中学2年生の息子に持ってもらいます。撮影は難しいカメラを使用しないことを条件に大学2年生の娘に頼みました。彼らの補助は妻にお願いしました。一家総出で撮影開始です。

室内での撮影には照明が必要です。日が当たる窓際でしたら十分な明るさになりますが、直射日光は強すぎます。コントラストが強くなります。そこで、曇りの日を選びます。曇りの日なので明るさは十分ではありません。そこで、照明とレフ版の登場です。

照明は壁を照らします。顔にライトを当てても背景が暗いと全体にローキーの写真になり印象が良くありません。窓側から日光に手助けする形で照らします。すると室内の奥側が暗くなるのでレフ版で奥からも壁に光を当てます。もう一枚のレフ版で上半身に光を当てます。部屋のシーリングライトの光も使います。なるべく近くからあてることで目にキャッチライトが入ります。撮影は娘ですのでもうさん撮ってもらいます。数打てば当たります。実際は試行錯誤の繰り返しで1時間ほどかかりました。ほぼ修正せずにホームページに載せましたのでよろしければご覧ください。



表紙のことば

「天空のポピー」は秩父高原牧場（彩の国ふれあい牧場）内にあり、標高約500メートルの広大な敷地に、約1,200万本を超える色とりどりのポピーが咲き誇ります。しかし、近年コロナ禍の影響でその開催が中止となっているのはとても残念なことです。（金子信夫）

編集後記

コロナウィルスの罹患が中国の武漢で初めて発見されたのは2019年12月8日。気がつけば2年と半年ほどこのウィルスと向き合っていますね。2022年4月30日時点で世界の累計感染者数は513,087,359人、死者数は6,234,079人。世界の人口79億人の6%が感染したことになります。また第二次世界大戦の死者数が6,000万人ですので、その10分の1の方が亡くなっていることになります。統計を踏まえると改めてその影響力の高さがわかります。一方で長きにわたる自粛に辟易しているのも事実。私は4月最終週に群馬の水上温泉に浸かりに行きまいりました。確定申告の期限延長に伴い、楽しめなかった桜がまだ咲いており、本当に癒されました。我慢の反動もあるでしょうが、過去最高にくつろぎ、命の洗濯ができました。免疫力も大変高まったと思います。まだまだ感染症の終息は見出せませんが、適度・適切に息抜きをして、健康第一で乗り切っていきたいものです。（北野良典）

発行日 令和4年6月15日

発行所 東京税理士会北沢支部
東京税理士協同組合北沢支所
〒156-0043 東京都世田谷区松原6-1-10
アイリンマンション3F
TEL.03(3322)7894 FAX.03(3323)3571
E-mail:kitazawa-shibu@zeirishi-kitazawa.org

発行者 支部長・支所長 阿部 健治
編集人 広報部長 廣田 純子

印刷所 協友印刷 株式会社